

建築構造設計基準及び同資料の改定 概要

【改定のポイント】

1. 官庁施設の構造設計で求める事項等を明確化

官庁施設の構造設計にあたり、建築基準法等で定められている内容に対して追加検討するもの等、法令等に加えて求める事項等を規定するものに改定しました。これにより、発注者として求める内容を明確にしました。

2. 官庁施設の構造設計で求める手法等の見直し

1. で明確化した事項等を確認するための具体的な手法等について、有識者からも意見をいただきながら、必要な見直しを行いました。

1. 官庁施設の構造設計で求める事項等を明確化

- 「建築構造設計基準」及び「建築構造設計基準の資料」について、建築基準法等で定められた内容に加えて求める事項等のみを規定するものに見直しを行う。それに伴い、法令等に定められた内容は規定しないこととする。

【建築構造設計基準等で規定する事項等】

- 1) 方針（官庁施設の構造設計を実施する上での基本的な方針）
- 2) 手法等
 - ① 法令等で定められた内容に対して、「上乘せ」するもの
例：地震に関する性能の確保（施設の分類に応じた耐力の割増し）、
 - ② 法令等で定められた内容に対して、「追加検討」するもの
例：地震に対する性能の確保（大地震動時の変形の制限）
 - ③ 法令等で定められた内容に対して、「運用等を「明確化」するもの
例：コンクリートの設計基準強度の適用範囲

2. 官庁施設の構造設計で求める手法等の見直し

- (1) 有識者から意見を聴取し*、官庁施設の構造設計で求める事項等を確認する具体的な手法等に関して、以下のような見直しを行う。

<主なもの>

- ①大地震動時の構造体の安全性を確認する手法の一部見直し
- ②既に一般化されている手法に関する規定、設計者の判断に委ねるとしても差し支えないと判断できる規定等について削除する等、内容を整理する。

* 「官庁施設の構造関係基準に関する検討会（座長：楠浩一東京大学教授）」を設置し、学識者、国土技術総合政策研究所の研究官、構造設計者から意見を聴取。

- (2) 「官庁施設の基本的性能基準」等に基づく施設に求められる性能の水準を確保するために、構造計算による確認が必要な「耐震」、「耐風」、「対津波」等について、「5章 構造計算」に規定を集約し、明確化する。